

令和2年第3回豊山町教育委員会定例会会議録

- 1 開催日時 令和2年3月24日(火) 午前9時30分～午前10時35分
- 2 開催場所 豊山町役場 会議室3
- 3 出席者 教育長 北川 昌宏  
教育長職務代理者 小出 正文  
教育委員 後藤 明美  
教育委員 鈴木 森晶  
教育委員 中田 めぐみ
- 欠席者 なし
- 説明のため出席した職員
- |             |       |
|-------------|-------|
| 事務局長兼生涯学習課長 | 安藤 憲司 |
| 教育参事        | 海川 覚  |
| 学校教育課長      | 井戸 茂治 |
| 学校教育係長      | 下村 友美 |
| 適応指導教室指導責任者 | 加藤 嘉彦 |
- 書記 学校教育係長 下村 友美
- 4 傍聴者 なし
- 5 議題
- 日程第1 前回会議録の承認
- 日程第2 教育長の報告
- 日程第3 付議案件
- |       |                               |
|-------|-------------------------------|
| 議案第5号 | 令和2年度学校給食費の公表について             |
| 議案第6号 | 豊山町スポーツ推進委員の委嘱について            |
| 議案第7号 | 教育委員会事務局の職員の任免について            |
| 代決第1号 | 教育長代決処理の承認について                |
| 報告第1号 | 校長等の任免について                    |
| 報告第2号 | 小中学校学年末・学年始休業期間における指導計画について   |
| 報告第3号 | 令和2年度小中学校使用教材の承認について          |
| 報告第4号 | 令和元年度適応指導教室「しいのき」の運営・活動実績について |
| 報告第5号 | 令和元年度第3回豊山町生涯学習推進審議会の報告について   |
| 報告第6号 | 令和元年度第2回豊山町史編さん委員会の報告につ       |

いて

報告第7号 令和元年度第1回豊山町文化財保護審議会の報告について

#### 日程第4 その他

### 6 議事内容

開会の宣告（午前9時30分）

教育長： ただいまから、令和2年第3回豊山町教育委員会定例会を開会します。

#### 日程第1 前回会議録の承認

議事に入ります前に、お手元に配布されております、令和2年2月14日に開催いたしました令和2年第2回豊山町教育委員会定例会の会議録は、このとおり承認してよろしいですか。

（「異議なし」の声）

第2回豊山町教育委員会定例会の会議録は、承認をいたしますので、閉会後に委員の皆様のご署名をお願いします。

#### 日程第2 教育長の報告

教育長： 報道等でご承知のとおり、全国の小中学校は3月上旬から一斉臨時休業となっています。豊山町におきましても緊急を要したため教育長の代決処理によって、このような大きな決断をさせていただき、本日そのご承認をいただく予定となっています。

本町では、3月2日から24日までを一斉臨時休業とし、その間の卒業式など学校行事につきましても、参加者の縮小、時間短縮、万全の感染予防措置などを講じて必要最小限の中で実施してまいりました。

この間、思いましたのは学校の休業が単に児童生徒の学習面だけにとどまらず、住民生活の多方面にわたって影響を与えているということであり、改めて学校と地域社会とが深く関わりあっていることを痛感いたします。報道によれば、これほどの規模の学校一斉臨時休業は、日本の学校教育史上、初めてのことです。国や県から次々と対応策を記した通知文がまいります。事の重大性と前例のない事態であることを物語っているように感じます。3月26日には、県教委主催で市町村教育長が一堂に会する協議会が開催される予定となっています。

本町ではこれまでも何度か校長会を開催し、対応策を検討してまい

りました。その都度最善の方策をとってきましたが、新年度に向けた当面の考え方ですが、まずは学習進度を取り戻すために積み残しの解消からスタートする必要があります。そして、何よりも児童生徒の学校生活の平常化を優先したいと思います。そのために当面の学校行事を精選し、中止や延期、見直しを行うこともやむを得ないと考えています。新型コロナウイルスの感染の見通しは不明確ではありますが、冷静に対応していきたいと思います。

次に、事務局長からこの間の事業報告をいたします。

事務局長： それでは、この間の事業報告を行います。

2月16日(日)に、文化振興事業として「ぐっさんのハッピーオンステージ」を開催し、ぐっさんこと山口智充氏によるトーク&ライブを行いました。

2月20日(木)、第3回生涯学習推進審議会を開催しました。後ほど報告第5号として報告します。

2月21日(金)、令和元年度第2回豊山町いじめ問題対策連絡協議会を開催しました。4月の定例会にて報告します。

2月26日(水)、第2回豊山町史編さん委員会を開催しました。後ほど報告第6号として報告します。

3月1日(日)、第12回エアポートビューマラソンの予定で、715名の申し込みがございましたが、新型コロナウイルス感染症対策のため中止といたしました。

3月3日(火)、豊山中学校卒業式がございました。新型コロナウイルス感染症対策として、在校生、来賓の出席無しなどの簡略化など、蔓延防止の措置を図っています。

3月3日(火)、文化財保護審議会を開催しました。後ほど報告第7号として報告します。

3月6日(金)、第3回給食センター運営委員会を開催しました。4月の定例会にて報告します。

3月12日(木)に校長会、3月19日(木)に小学校卒業式がございました。小学校卒業式については、中学校と同様の対策をしております。

3月23日(月)、名古屋空港ロータリークラブから防犯ブザーの寄付をいただきました。名古屋空港ロータリークラブが社会奉仕活動の一環として児童を街頭犯罪から守るため、平成18年度からいただいて

います。対象は新1年生で、令和元年度は186個いただきました。

3月2日(月)から3月17日(火)まで3月定例議会がありました。一般質問においては、教育委員会の所管事項に関して3点の質問がありました。

1点目は、「学校における新型コロナウイルス感染拡大にどのような対策をとっているか」という質問でございます。「3月2日(月)から3月24日(火)までを臨時休業としました。3月4日(水)から3月18日(水)に自主登校教室を設置しました。中学校卒業式は式典の簡素化、感染防止措置を図り3月3日(火)に開催しました。小学校卒業式も中学校と同様の措置を図り3月19日(木)に開催しました。」と答弁しています。

2点目は、「ユニバーサル(みんなが食べられる)給食を実施する考えはあるか。」という質問です。「ユニバーサル給食はアレルギーの原因となる食材をすべて取り除いた給食であることは承知している。児童生徒が同じ給食を食べられることは一定の評価ができる。ただし、学校給食では最優先すべきは安全の確保である。今後のアレルギー対応の研究課題の一つとして考える。」と答弁しています。

3点目は、「小学校・中学校の不登校児童生徒への対応はどうなっているか」という質問です。「本人・保護者と教員や学校とのつながりが持てる機会を大切にしている。また、教員、スクールカウンセラー、関係機関が連携し、不登校児童生徒に早期から心のケアを図っている。さらに新年度にはスクールソーシャルワーカーを配置し、支援体制を整備する予定である。」と答弁しております。

続きまして、補正予算及び令和2年度当初予算でございます。

補正予算は、GIGAスクール構想に関するLAN整備工事、特別教室空調機設置工事など。令和2年度当初予算としましては、学習指導要領改正による外国語教育の充実のための英語専科教員の配置、国際交流による中学生海外派遣事業など、いずれも、承認されております。

以上でこの間の事業報告を終わります。

### 日程第3 付議案件

教育長： それでは、「議案第5号 令和2年度学校給食費の公表について」、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長： 一説明— 議案第5号

教育長： 議案第5号について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

4月から学校給食調理委託が開始されますが、学校給食費は変わらないのですか。

学校教育課長： 学校給食費は賄材料費ですので、調理業務を委託することによって学校給食費が変わることはありません。

教育長： 他にいかがでしょうか。

(発言なし)

それでは、ご意見もないようですので、議案第5号について原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

議案第5号は原案どおり可決されました。

続いて、「議案第6号 豊山町スポーツ推進委員の委嘱について」、事務局から説明をお願いします。

事務局長： —説明— 議案第6号

教育長： 議案第6号について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(発言なし)

それでは、ご意見もないようですので、議案第6号について原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

議案第6号は原案どおり可決されました。

続いて「議案第7号 教育委員会事務局の職員の任免について」ですが、人事に関する案件ですので、後ほど秘密会で審議することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、議案第7号は、後ほど非公開で審議をさせていただきます。

続いて、「代決第1号 教育長代決処理の承認について」、事務局から説明をお願いします。

事務局長： —説明— 代決第1号

教育長： かつてない一斉臨時休業ということでございます、学校保健安全法第20条に、「学校の設置者は感染症の予防上必要があるときは、臨時に学校の全部又は一部の休業を行うことができる」とあります。2月27日の夕方に首相から臨時休校の要請があり、教育委員会を招集する暇がないということで教育長の代決処理をいたしました。

代決第1号について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

それでは、ご意見もないようですので、代決第1号について原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

代決第1号は原案どおり承認されました。

続いて、報告に入ります。「報告第1号 校長等の任免について」、ですが、人事に関する案件ですので、後ほど秘密会で審議することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、報告第1号は、後ほど非公開で審議をさせていただきます。

続いて、「報告第2号 小中学校学年末・学年始休業期間における指導計画について」、事務局から説明をお願いします。

教育参事： 一説明一 報告第2号

教育長： 報告第2号について、何かご意見、ご質問はございますか。

臨時休業からそのまま春休み期間に入ってしまいますが、休業中の保護者の皆さんとの連絡について、この間に何か支障はありませんでしたか。

教育参事： 特に支障はありませんでした。2日間で必ず担任と保護者が面談を行う予定になっておりますので、そちらでコミュニケーションを取り、子どもの様子を伺うと同時に、引き続き不要不急の外出は控えるようにお伝えします。

教育長： 休み期間が長く続くわけですが、新学期への移行は円滑に行うことはできるのでしょうか。

教育参事： もし何かあれば保護者メールでお伝えしていく予定です。

教育長： 他に、よろしいでしょうか。

(発言なし)

ないようですので、続いて、「報告第3号 令和2年度小中学校使用教材の承認について」、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長： 一説明一 報告第3号

教育長： 報告第3号について、何かご意見、ご質問はございますか。

(発言なし)

ないようですので、続いて、「報告第4号 令和元年度適応指導教室「しいのき」の運営・活動実績について」、事務局から説明をお願いします。

適応指導教室指導責任者： 一説明一 報告第4号

教育長： 報告第4号について、何かご意見、ご質問はございますか。

中田委員： 不登校児童生徒への適応指導教室の紹介は、学校の方からあるのかそ

れとも町からあるのか教えてください。

適応指導教室指導責任者： スクールカウンセラーや担任を通してお話をしてもらっている状況です。その後、保護者から直接適応指導教室へ連絡をいただくケースもあれば学校を通して面談するというケースもありますが、保護者の気持ちだけではないので、入級へ子どもの気持ちが向くまで半年、1年とかかる場合もあります。

職務代理者： 今、豊山町ではまだそのような事態ではないと思うのですが、外国人の子どもたちが増えてきた場合、日本語がわからない児童生徒に対して個々の学校で対応するのではなくて、初めの半年から1年間は適応指導教室のような場所で、日本語教育をきちんと行うことが必要になると思いますが、対応についてどのように考えられていますか。

教育長： 例えば、豊田市ではかなり前から日本語教室を開き、通常学級との連携がされていますが、豊山町はまだそこまでの状況に至っておりません。就学年齢に達している外国人の正確な把握や学校で扱うことの設備や人材についての課題があります。

教育参事： 豊山町の小中学校全体で日本語の特別な指導が必要な児童生徒は数名で、それ以外は日常生活の中で適応できているとのことですので県から派遣される指導員で対応をしております。今後増えていく場合は、対応を検討していく必要があります。

鈴木委員： 適応指導教室の最大収容人数はどのくらいでしょうか。

適応指導教室指導責任者： 現状では8名です。

職務代理者： 現在、指導員の方は何名いらっしゃいますか。

適応指導教室指導責任者： 私を含め3名おります。

教育長： 非常にアットホームな雰囲気できめ細かく指導をしていただいております。

後藤委員： 教室のスペースはどのくらいですか。

適応指導教室指導責任者： 決して広くはなりませんが、同じ新栄学習等供用施設内の集会室や学習室を活用しながら、幅広く活動をしております。

教育長： 他に、よろしいでしょうか。

(発言なし)

ないようですので、続いて、「報告第5号 令和元年度第3回豊山町生涯学習推進審議会の報告について」、事務局から説明をお願いします。

事務局長： 一説明— 報告第5号

教育長： 報告第5号について、何かご意見、ご質問はございますか。

(発言なし)

ないようですので、続いて、「報告第6号 令和元年度第2回豊山町

事務局長： 史編さん委員会の報告について」、事務局から説明をお願いします。

教育長： 一説明一 報告第6号

報告第6号について、何かご意見、ご質問はございますか。

事務局長： 町史編さんについて、構成がある程度固まった段階で構成や記載内容  
がわかるように資料を教育委員会に提出いただけますか。

教育長： 承知いたしました。

他に、よろしいでしょうか。

(発言なし)

ないようですので、続いて、「報告第7号 令和元年度第1回豊山町

事務局長： 文化財保護審議会の報告について」、事務局から説明をお願いします。

教育長： 一説明一 報告第7号

報告第7号について、何かご意見、ご質問はございますか。

(発言なし)

ないようですので、以上で付議案件を終わります。

#### 日程第4 その他

次に、その他の事項に入ります。

学校教育係長： 事務局から、その他で報告事項等がありますか。

一連絡事項一 事務連絡

辞令伝達式の連絡

次回定例会の日程

教育委員報酬の改定

令和2年度愛知県市町村教育委員会連合会役員選出

一連絡事項一 事務連絡

全国学力・学習状況調査の中止

教育参事： その他、委員の皆様からご発言はありませんか。

(発言なし)

教育長：

閉会の宣告（午前10時35分）

ご発言もないようですので、これをもちまして令和2年第3回豊山町  
教育委員会定例会を閉会します。